

重要なお知らせ

キャッシュカード振込取引の一部利用制限について

キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢のお客さまをATMへ誘導し、電話で操作を指示して、意識しないうちに預金を振り込ませる還付金詐欺の被害が急増しています。当金庫では、高齢者の還付金詐欺の被害を防止するため、緊急対応策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。何卒、ご理解をいただきます様よろしく願いいたします。

緊急対応策



次のお客さまは、ATMの振込限度額「0(ゼロ)円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

1 対応となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、当金庫および他金融機関のATMから**3年以上**キャッシュカードによる**振込取引をされていない口座のお客さま**。

2 開始時期

2019年5月10日(金)より

3 上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合

本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。
平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。